## ＜財産分与調停（審判）を申し立てる方へ＞

### 1　概要

財産分与とは，夫婦が婚姻中に協力して得た財産を，離婚する際に又は離婚後に分けることです。離婚後，財産分与についての話合いがまとまらない場合には，離婚から２年以内に家庭裁判所に調停（審判）を申し立てることができます。

調停手続では，調停委員会が，申立人（あなた）及び相手方から事情を聴いたり，資料を提出していただいたりして，夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか，どちらがどの財産を取得すべきかといった事情を把握しながら，双方の合意を目指して話合いを進めます。

話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され，裁判官が，双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して，審判をします。

審判を申し立てた場合でも，調停手続が先行することがあります。

※　まだ離婚していない夫婦が財産分与を求める場合には，夫婦関係調整（離婚）調停の中で話合いをすることができます。

### 2　申立てに必要な費用

□　収入印紙・・1200円

□　連絡用の郵便切手・・80 円×10枚，50円×2枚，10円×10枚　合計1000 円分

### 3　申立て時や手続進行中の提出書類等とその取扱い

#### (1) 申立てに必要な書類

□　申立書（財産目録を含む。）３通

→申立書及び財産目録は，法律の定めにより相手方に送付しますので，裁判所用，相手方用，申立人用の控えの３通を作成してください。なお，裁判所の窓口に３枚複写式の申立書用紙がありますので，ご利用ください。

□　事情説明書１通（審判の場合は，裁判所用原本１通と相手方用コピー１通）

□　連絡先等の届出書１通

□　進行に関する照会回答書１通

□　離婚時の戸籍謄本(全部事項証明) １通

→夫婦の一方が除籍された旨の記載があるものを提出してください。

□　不動産登記事項証明書，固定資産評価証明書各１通　※不動産がある場合

#### (2) 調停（審判）進行中の提出書類等（書類等はＡ４サイズで提出して下さい。）

必ず提出していただく書類等

次の書類は，第１回調停（審判）期日までに提出してください。

□　財産に関する資料等

→固定資産評価証明書，預金通帳写し，残高証明書等財産の内容が分かるもの

※ 事案によっては，このほかの書類等を提出していただくことがあります。

#### (3) 提出方法

・　財産分与調停（審判）事件は，当事者双方が婚姻中に得た財産の内容等を把握した上で話合い等を進める手続です。そのため，書類等を提出する場合には，裁判所用及び相手方用としてコピーを２通提出するとともに，調停（審判）期日には申立人用の控えを持参してください。

・　書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で，家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は，マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー２通全て同様に作成してください。）

・　マスキングができない書面については，「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し，その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては，裁判官が判断することになります。

＊　この提出方法は，財産分与請求調停・審判事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

**(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）**

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合，これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため，「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても，閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また，調停が不成立となって審判手続が開始された場合，審判のために必要な書類等については，調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり，申請はあったが許可されなかった書類等であっても，閲覧・謄写の申請があれば，法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは，最初から審判を申し立てた場合も同様です。

## 4　申立先

調停の場合には相手方の住所地を管轄する家庭裁判所，審判の場合には夫又は妻であった者の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし，調停・審判いずれについても，相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており，申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも対応することができます。

## 5　調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ，１回の時間はおおむね２時間程度です。申立人待合室，相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で，交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で，双方のお話をお聴きしながら話合いを進めていきます。
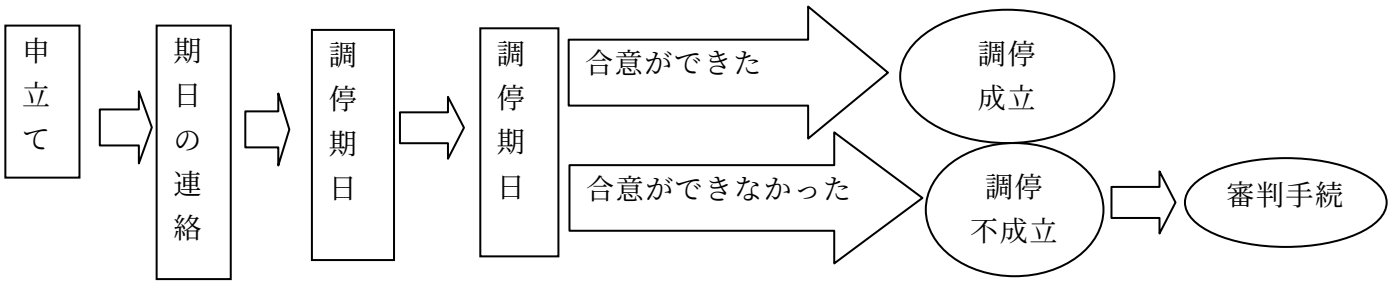
**また,原則として，各調停期日の開始時と終了時に,双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき,調停の手続,進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので,支障がある場合には，「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので，各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。**